

高森町部活動地域移行推進計画

令和6年3月29日

高森町教育委員会

1. はじめに

少子化が進展する中、学校部活動をこれまでと同じ体制で運営することは難しくなってきたており、また、専門性や意思に関わらず教職員が顧問を務める指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

国は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定し、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、考え方を示した。

また、国のガイドラインを受けて、熊本県は令和5年4月に、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付ける「熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」を策定した。

高森町は、国や県の方針を受け「高森町部活動地域移行推進計画」（以下、本推進計画）を策定し部活動の段階的な地域移行を推進する。

2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた「地域スポーツ活動」への進化

高森町では、少子化に伴う今般の部活動改革を通じて、学校を含めた地域の中で、中学生世代のスポーツ活動を進化させる。まずは、学校と地域とが協力・連携し、休日の部活動を学校から地域へ移行する。「地域スポーツ活動」は、生徒の豊かなスポーツ活動を実現し、大会に参加することのみに重点を置くことなく、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを目指す。

令和6年度中に高森中学校・高森東学園義務教育学校の休日運動部活動すべてを地域へ移行するとともに、令和7年度までを改革推進期間とし、この3ヵ年において、高森町における総合型地域スポーツクラブの充実を図る。将来的には、持続可能な地域のスポーツ活動が実施できる環境整備を目指す。

3. 部活動の地域移行について

高森町、高森中学校・高森東学園義務教育学校、高森町内のスポーツ団体等においては、本推進計画を踏まえて、高森町の実情に合わせて創意工夫を凝らし、生徒や保護者等の理解を得ながら段階的な地域移行を進める。

高森町の「地域スポーツ活動」は、学校と地域とが連携して運動部活動を地域へ移行して実施する休日の活動とし、国が掲げる達成時期よりも早期に高森中学校・高森東学園義務教育学校の休日の運動部活動を地域へ完全移行する。また、令和6年度の移行開

始から令和7年度末を目途とする改革推進期間中に、可能な種目から平日の運動部活動も「地域スポーツ活動」への移行準備を開始する。

4. 推進体制

(1) 高森町教育委員会

高森町教育委員会は、本推進計画を策定し、改革推進期間中に休日の部活動が円滑に地域移行できるよう体制を整備する。アンケートなどを通じた生徒等のニーズ把握、新たなスポーツ環境の整備方法等に関する検討委員会の開催、「地域スポーツ活動」の受け皿の確保・支援、必要な財源等の確保・支援、熊本県・高森中学校・高森東学園義務教育学校・高森町内スポーツ団体等との調整を図る。令和5年度は社会体育係が主管となって学校と連携を図り、学校教育係の協力を得ながら円滑な地域移行を推進する。令和6年度以降も社会体育係が主管となって総合型地域スポーツクラブと連携し、学校教育係の協力を得ながら地域スポーツ活動の充実を図る。

(2) 高森中学校・高森東学園義務教育学校

高森中学校、高森東学園義務教育学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、熊本県及び高森町の関係部署や地域におけるスポーツ団体等と協力・協働して、主に参加する生徒の情報共有など地域スポーツ環境の整備に取り組む。

各中学校校長は、国・熊本県及び高森町教育委員会が示す方針に基づき、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が進むよう関係者との連携・協力を図り推進する。生徒が平日の運動部活動と休日の「地域スポーツ活動」に参加しやすい環境となるよう教職員・保護者・生徒に周知を徹底する。

(3) 一般社団法人高SPO

一般社団法人高SPOは、高森町教育委員会、高森中学校・高森東学園義務教育学校及び関係団体と連携・協力し、本推進計画の実施に参画する。

(4) 高森町スポーツ協会、高森町スポーツ推進委員等

高森町スポーツ協会や高森町スポーツ推進委員などの関係団体・関係者は、地域の各スポーツの取組の助言・支援を行う。

5. 参加対象者

高森中学校・高森東学園義務教育学校生徒を念頭に、「地域スポーツ活動」に参加を希望するすべての生徒とする。

6. 「地域スポーツ活動」の受け皿

改革推進期間における「地域スポーツ活動」の受け皿は、高森町教育委員会及び一般社団法人高SPOとする。一般社団法人高SPOは、公益財団法人日本スポーツ協会の登録認証を受けるとともに、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者

に対する情報開示を適切に行う。また、複数種目のスポーツ活動を定期的実施できる事務局体制を整備する。

改革推進期間終了後、受け皿となる一般社団法人高SPOは、運営体制の整備や人材の確保など自立して持続可能な運営ができる組織体制となることを目指す。

7. スポーツ種目

「地域スポーツ活動」は、各中学校において平日に実施する運動部活動の種目を基本とし、柔道、剣道、バドミントン、バスケットボール、ソフトテニス、陸上、野球、吹奏楽を定期的実施する。

8. 活動場所

「地域スポーツ活動」の活動場所は、高森町立小中学校・高森東学園義務教育学校の学校体育施設（グラウンド、体育館、テニスコート、武道場等）、高森町立社会体育施設等とする。高森町教育委員会は、学校施設等の管理運営について検討し、規則等を整備するなど、改革推進期間終了後の高SPOの安定的・継続的な運営を促進する。

9. 指導者

「地域スポーツ活動」の指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を行う。

「地域スポーツ活動」に関する指導方針の共有や関係者との連絡調整が円滑にできるよう、各種目において、メインコーチとなるリーダー1名と連絡担当のサブリーダーを配置する。

「地域スポーツ活動」は、教職員にとって専門的な知見や経験を活かす場であるとともに、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができるなど、これまでの学校部活動の教育的意義を含む活動の場となる。高森町立小中学校・高森東学園義務教育学校に勤務する者で、「地域スポーツ活動」の指導等に携わりたい教職員は所定の兼職兼業の申請を行い高森町教育委員会の許可を得ることとする。

10. 活動時間及び適切な休養日等の設定

(1) 1日の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を原則とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 週当たりの休養日

学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。（学期中の土日に活動をする種目は、平日は少なくとも2日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。）

(3) 祝日の取扱

祝日は、原則として休養日とする。ただし、中総体前の大型連休については、ガイドラインを遵守しつつ地域や学校の実態を踏まえて活動計画を工夫する。(大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。)

(4) オフシーズンの設定

各種目において、生徒が十分な休養が取ることができるよう、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

1 1. 大会の参加等について

(1) 年間計画の作成

各種目の活動に関する年間計画をする。

(2) 日本中学校体育連盟及び熊本県中学校体育連盟が主催する大会の参加について

中学校体育連盟が定める大会参加規程に基づき参加する。中学校体育連盟が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、各学校が行う。

(3) 各競技団体等が主催する大会の参加について

競技団体等が定める大会参加規程に基づき参加する。競技団体が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、「地域スポーツ活動」の受け皿が行う。

(4) その他、民間事業者等が開催するスポーツ大会等の参加について

上記(2)、(3)に関連する重要な大会や生徒の日ごろの練習の成果を発揮する貴重な機会となる必要な大会の場合に、「地域スポーツ活動」の範囲で参加することとする。ただし、生徒及び保護者の過度な負担となることがないように配慮する。

1 2. 「地域スポーツ活動」に係る経費等

(1) 「地域スポーツ活動」の参加に係る費用は、高森中学校・高森東学園義務教育学校、参加者、行政と十分協議し実情に合わせた会費を参加者から徴収する。

(2) 高森町教育委員会は、「地域スポーツ活動」の運営に係る経費及び、参加者の会費等の負担軽減について予算措置等の財源確保を図り一部を補助又は委託する。

(3) 「地域スポーツ活動」に参加する生徒や保護者、指導者が安心して参加できるようスポーツ保険への加入を義務とする。

(4) 経済的困窮家庭の生徒が会費負担を理由に「地域スポーツ活動」に参加できないことがないように、適切な措置を講ずる。

1 3. その他

(1) 国及び県の方針やガイドライン、予算等も鑑み適宜見直しを図り改訂する。

(2) 文化部活動(吹奏楽)も本推進計画で運動部活動同様に推進を行う。